

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

警察庁が公表した平成30年の犯罪情勢によれば、全国の警察が、虐待を受けた疑いがあるとして児童相談所に通告した18歳未満の子どもの数は8万104人となり、統計がある平成16年以降初めて8万人を超えた。

通告された児童数は過去5年間で約2.8倍に増加するなど、これまで以上に児童虐待の早期発見と児童の安全確保が求められており、児童相談所及び警察等関係機関の連携体制の強化が喫緊の課題となっている。

政府においては、児童相談所の体制や専門性を計画的に強化するなど、児童虐待に関する施策を講じてきたところであるが、昨年3月に発生した東京都目黒区の5歳女児虐待事件及び本年1月に発生した千葉県野田市10歳女児虐待事件など、親からの虐待により児童が死亡するといった凄惨な事件が後を絶たない。

こうした事態を受け、児童相談所の体制強化などを柱とした児童福祉法等の改正案が今国会において可決、成立したところであるが、政府においては、痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に取り組むとともに、下記の事項について実施するよう強く要望する。

記

- 1 しつけと称する体罰は要らないという認識を社会全体で共有できるよう周知、啓発に努めるとともに、法施行後に必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や子どもの権利擁護のあり方についても速やかに結論を出すこと。
- 2 学校における児童虐待防止体制の構築や警察との連携強化、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。
- 3 児童虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県、市町村で速やかに構築ができるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること。
- 4 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、児童相談所の体制整備や妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援を行う日本版ネウボラ(実施拠点)の設置推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月25日

内閣総理大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣 宛て(各通)
内閣官房長官
国家公安委員会委員長
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄